

農用地利用計画変更の手続き日程について

農用地利用計画の変更（農用地への編入または除外）申し出については、法規定に基づき、特別な理由が生じない限り、下記の日程により手続きが進められる予定です。

有田市役所 有田みかん課

記

農用地利用計画変更手続き日程表

（※切日が休日の場合は前日になります）

事 務 ・ 手 続 き の 内 容	日 程 の 区 分			
	1 / 1 5	4 / 1 5	7 / 1 5	10 / 1 5
* 農業委員会・土地改良区・農協からの意見聴衆	2 / 1 1	5 / 1 1	8 / 1 1	11 / 1 1
* 県知事との事前調整	2 月末 } 4 月中旬	5 月末 } 7 月中旬	8 月末 } 10 月中旬	11 月末 } 1 月中旬
* 農業振興地域整備計画の変更計画案の公告	4 月末	7 月末	10 月末	1 月末
* 変更計画案の縦覧期間（30日間）	4 月末 } 5 月末	7 月末 } 8 月末	10 月末 } 11 月末	1 月末 } 2 月末
* 変更計画案に対する異議申し出期間（15日間）	5 月末 } 6 月中旬	8 月末 } 9 月中旬	11 月末 } 12 月中旬	2 月末 } 3 月中旬
* 県知事への農業振興地域整備計画の変更許可申請	6 月中旬	9 月中旬	12 月中旬	3 月中旬
* 県知事よりの農業振興地域整備計画の変更許可	6 月末	9 月末	12 月末	3 月末
* 変更後の農業振興地域整備計画の公告	6 月末 } 7 月上旬	9 月末 } 10 月上旬	12 月末 } 1 月上旬	3 月末 } 4 月上旬

※土地所在地区の農業委員に、電話などで申請書を提出したことを連絡して下さい。